

新上五島町お試し住宅設置要綱

平成 30 年 3 月 30 日告示第 20 号

(目的)

第 1 条 この要綱は新上五島町（以下「本町」という。）へ移住を希望している者（以下「移住希望者」という。）が、本町の風土及び本町での日常生活を体感するために一時的に居住する住宅等（以下「お試し住宅」という。）の整備及びその使用に関し必要な事項を定めることにより、本町への移住の推進を図り、より多くの移住希望者を島に迎え入れ定住に繋げることで、担い手不足の解消、地域・集落の維持等に繋げていくことを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 事業の対象となる者は、本町に転入をしようとする者で、かつ、町内で起業又は町内企業に就職若しくは就職を希望し、現に住居に困窮している者とする。ただし、過去にこの制度を利用している者は、対象外とする。

(対象施設)

第 3 条 お試し住宅として使用する施設は、次のとおりとする。

| 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|----------------|--------------------|-----|
| 長崎県つつじヶ丘公舎 F 棟 | 新上五島町有川郷 2349 番地 2 | 4 戸 |

(利用期間)

第 4 条 利用期間は 1 箇月から 3 箇月の間とする。その後、転居先が見つからない場合は、延長の申請を行うことにより 3 箇月毎に利用期間を延長することができるが、利用期間は最長 1 年間とする。ただし、入居後 6 箇月以内に就職先が見つからない場合の利用期間延長は認めないものとする。

(利用料等)

第 5 条 利用料は無料とする。ただし、光熱水費、し尿処理等の利用により生じる費用については、入居者の負担とする。

(利用の申込み)

第 6 条 利用の申込みをしようとする者は、新上五島町お試し住宅利用申込書（様式第 1 号）に現住所及び本人確認ができる書類を添えて、利用の 7 日前までに町長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第 7 条 町長は、前条の申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、お試し住宅の

利用の可否を決定したうえで、新上五島町お試し住宅利用許可（却下）通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、通知後30日以内に入居しなければならない。この期間を経過しても入居しない場合は、この新上五島町お試し住宅利用許可通知の効力は失われるものとする。
- 3 町長は、申込者が次の各号に該当すると認めるときは、利用の許可をしない。
 - （1）公の秩序又は善良な風俗に反する恐れがあるとき。
 - （2）その他移住促進事業の運営に支障があるとき。

（契約の締結）

第8条 利用者は、新上五島町お試し住宅使用貸借契約書（様式第3号。以下「契約書」という。）により、使用貸借契約を町長と締結するものとする。

（利用期間等の変更）

- 第9条 利用者は、第7条第1項の規定により決定した内容に変更があったときは、新上五島町お試し住宅利用変更届書（様式第4号）及び必要書類を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の内容を審査し、新上五島町お試し住宅利用変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により変更承認を受けた者は、前条の規定による契約書を町長と締結するものとする。

（遵守事項）

- 第10条 利用者は、お試し住宅の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと又は自らが暴力団員でないこと。
 - （2） 第三者に対し、お試し住宅を転貸し、若しくは使用させ、又は第8条の規定により許可を受けた権利を譲渡しないこと。
 - （3） 留守時及び就寝時に施錠する等、お試し住宅を善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - （4） 火災の予防に細心の注意を払うとともに、設備及び備品を適切に取り扱うこと。
 - （5） 清掃及び除草を適時行うこと。
 - （6） ごみを適切に処理すること。
 - （7） 鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
 - （8） お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。
 - （9） お試し住宅の貸付期間が満了したときは、直ちに鍵を返却すること。

(10) その他お試し住宅の貸付に関し、町長が必要と認める事項

(行為の禁止)

第11条 利用者は、お試し住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 事業又は営業を行うこと。
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布をすること。
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うこと。
- (6) 動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）による盲導犬、介助犬及び聴導犬は除く。
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (8) 建物の建築又は工作物を設置すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用に相応しくない行為を行うこと。

(許可の取消し)

第12条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 申込みの内容に虚偽があった場合
- (2) お試し住宅を当該事業の目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が許可の取り消し相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により許可を取り消す場合は、新上五島町お試し住宅利用取消通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。